

# 樹木採取者公募の公示

令和6年10月18日

岩手河川国道事務所長 長田 仁

次のとおり、「岩手河川国道事務所公募型樹木採取」に係る採取者を募集します。

1. 公募名称：岩手河川国道事務所管内樹木採取
2. 公募内容：高水敷支障木伐採・搬出  
(採取区域等は別紙のとおり)
3. 採取場所：①北上川盛岡地区：盛岡市鉦屋町～神子田町地先（盛岡出張所管内）  
②北上川花巻地区：花巻市高田地先（水沢出張所管内）
4. 採取時期：令和6年12月18日（予定）から令和7年4月30日まで
5. 公募に参加する者に必要な資格及び条件等
  - ① 過去3年間に許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為のあった者でないこと。
  - ② 公募期間中において、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条、又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者でないこと。
  - ③ 公募期間中において、会社更生法に基づき公正手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ④ 直近1年間の税を滞納している者でないこと。
  - ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
6. 手続き等
  - ①提出書類  
公募説明書に添付の【応募様式】を期限までに提出すること。（郵送可、期限までに必着のこと）
  - ②提出期限  
令和6年11月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日）  
受付時間：9：00～17：00

### ③提出先・問い合わせ先

東北地方整備局 岩手河川国道事務所 河川管理課

〒020-0066 岩手県盛岡市上田四丁目 2-2

電話 019-624-3281 (直通)

## 7. 許可手続

本樹木採取に選定された者は、当該樹木の採取について、河川法第25条（土石等の採取の許可）に係る同法施行規則第13条第1項に定める申請の必要がある。

## 8. 採取者の選定方法

提出された応募書類を基に、採取可能最大区画数、採取に関する計画及び採取を実施する工程などから見た採取の効果等を総合的に評価（採取計画・実施工程・過去の応募実績・地域性等）し、優れた者を採取者とする。

なお、選定にあたっては、必要な情報収集あるいは履行の確実性の確認等のために、必要に応じて応募者にヒアリング等実施する場合がある。

また、審査の結果、複数の応募者間で明確な差がないと判断された場合には、該当する応募者の中から抽選により選定する。

## 9. その他

- ①手続きにおいて使用する言語は日本語に限る。
- ②関連情報を入手するための照会窓口は上記6の③に同じとする。
- ③応募に要する費用は、応募者側の負担とする。
- ④提出された応募書類は、当該応募者に無断で他の目的への使用は行わない。
- ⑤応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募を無効にする。
- ⑥その他の詳細は公募説明書のとおりである。